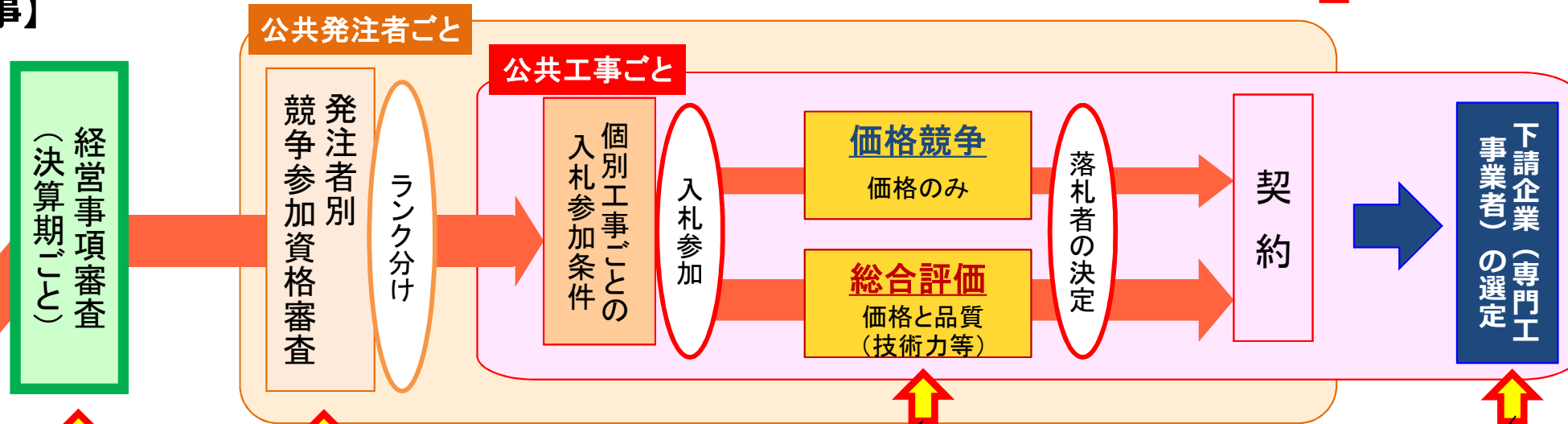


企業評価ワーキンググループ とりまとめ 参考資料

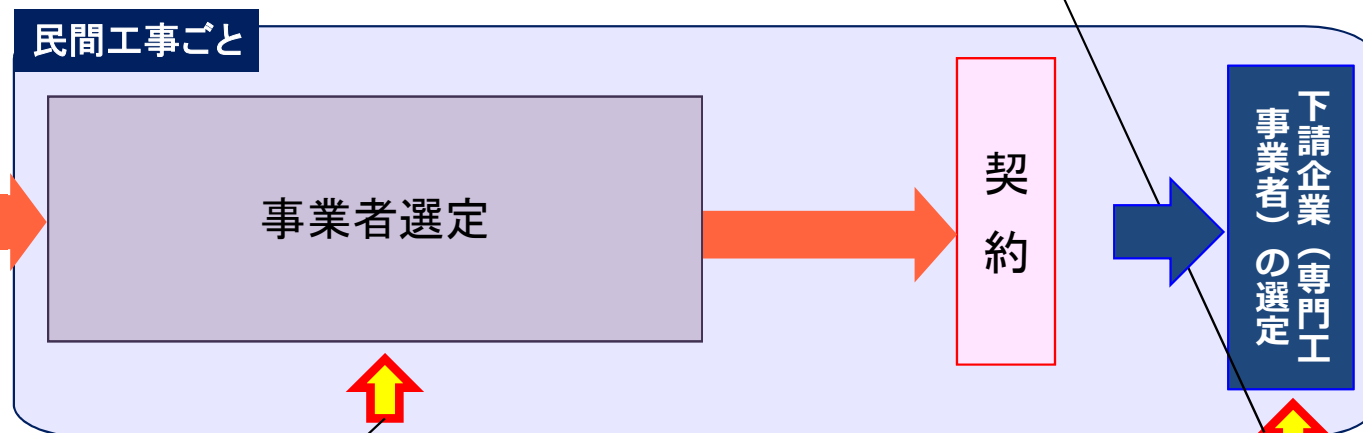
↑ …企業評価

【公共工事】



建設業許可取得
(5年ごと)

【民間工事】

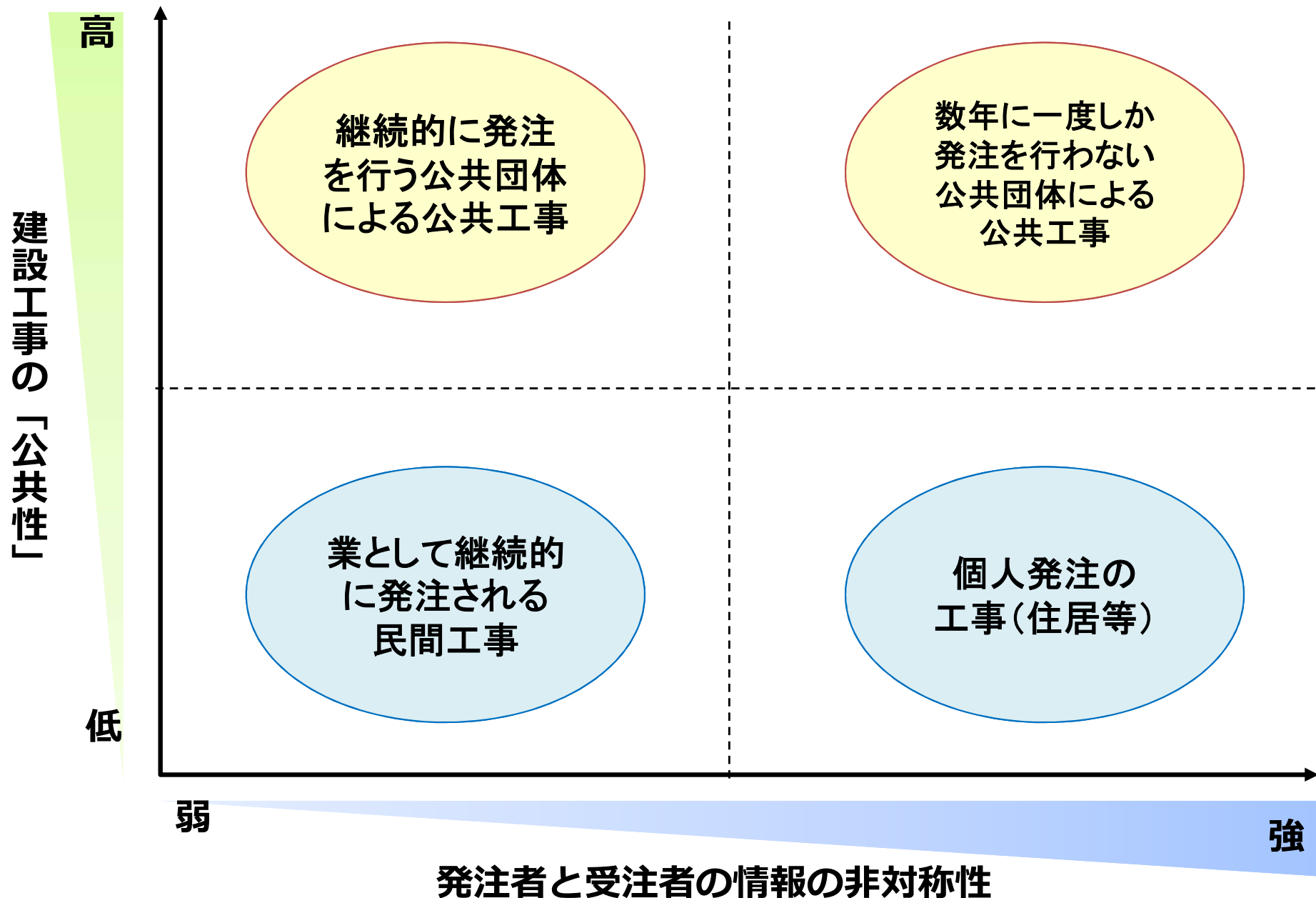


①公共工事の元請企業に対する評価

②専門工事業者に関する
企業情報の提供

③民間工事の元請企業に
関する企業情報の提供

※新築住宅を発注者（宅建業者を除く）に引き渡す場合、
瑕疵担保責任の資力確保が義務付けられている



① 公共工事の元請企業に対する 企業評価制度

- (1) 経営事項審査の評価項目の検討
- (2) 経営事項審査の申請書類等の簡素化
- (3) 発注者別評価

<建設工事において、適正な能力を有する建設業者を選定する必要性>

- 建設業許可における許可基準は、建設業の営業の開始及びその継続のために一般的に要求されるものであり、また、建設業の営業のための最低必要条件であるにとどまる。
- 工事規模、施工技術の程度等に差異がある個別的な建設工事の適正な施工を確保するためには、これらの許可基準を充足しているだけでは必ずしも十分ではなく、各建設工事の発注者が、その建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を勘案して、それに見合うだけの能力を有する建設業者を選定する必要がある。



【公共工事】

<会計法による予算の適正使用の要請>

- 加えて国の会計制度においては、予算の適正使用の要請の観点から、一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格を定め、審査を行わなければならないとされている。

- 大きく分けると、客観的事項と発注者ごとに評価する事項の2つに区分される。経営の状況、経営の規模、技術的能力等の客観的な事項については、どの発注機関が審査を行っても同一の結果となるべきものであることから、特定の第三者が統一的に一定基準により審査するのが効率的
→**公共工事における経営事項審査制度**

公共工事における企業評価制度が存在

【民間工事】

各民間発注者が、各々の基準に基づき建設企業を評価



(1) 経営事項審査の評価項目の検討

- ①生産性向上に関する評価
- ②働き方に関する評価
- ③地域貢献に関する評価

①生産性向上に関する評価

- 今後、国内全体で労働力人口が減少する一方、働き方改革により長時間労働の是正を進めるなか、労働者の長時間労働に頼ることなく建設業が今後も求められる役割を果たしていくためには、生産性向上の実現が急務であり、個々の建設企業においても生産性向上に取り組むことが必要。
- このため、経営事項審査においても、例えば、以下のような観点から、企業の生産性向上に対する努力を積極的に評価する環境を整備する方向で検討すべき。

(例)

- 一 企業における生産性を図る指標(例えば、一人あたりの付加価値)を評価項目として設定することを検討。
- 一 企業の生産性向上に係る投資の今後の動向を踏まえ、ICT建機の保有状況や電子商取引の導入状況等、社会性項目(W点)で評価することも検討。

※ ICT施工等の様々な業種への普及状況等にも配慮しながら検討を行う必要

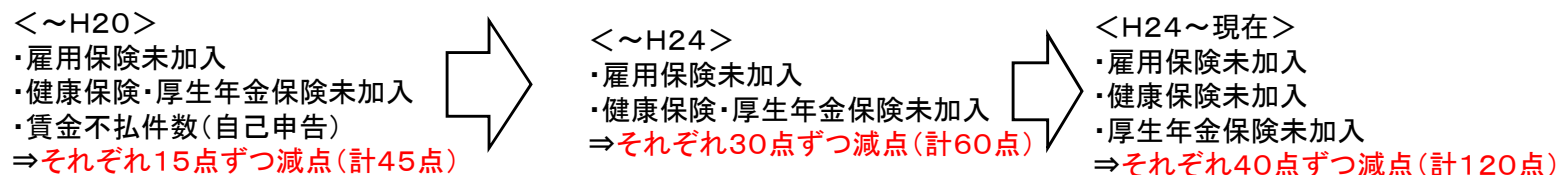
- 建設業の担い手を確保するためには、長時間労働の是正等の働き方改革を進めることが必要であるが、例えば長時間労働の是正による工期の延長や人員の増加は、企業にとってはコスト増につながり、競争上不利となる点もあることから、こうした取組を行う企業が積極的に評価される環境を整備する必要。

(例)
一 長時間労働是正に取り組む企業(※)に対する加点評価についても検討。

(※)働き方に関する国等の認定制度のうち、認定の要件として一定の時間外労働条件(年間720時間等)が課されているものを取得している企業を評価することが考えられるが、こうした認定制度の普及状況に留意

- 処遇の改善や担い手の確保の観点から、社会保険制度への更なる加入促進を図るため、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化することを検討すべき。

(例)
一 社会保険未加入に関する減点の寄与の強化を検討。



(参考)経審において社会保険未加入の減点を受けている企業数(平成28年9月時点)・・・ 雇用保険:798社 健康保険:1,460社 厚生年金保険:1,460社

※ 減点の寄与の強化を検討するに当たっては、現行のW点の制度では合計がマイナスとなった場合は0点として扱われる(マイナスの点数として扱われない)ことや、寄与の強化が与える効果・影響も十分留意して検討する必要

(参考)建設業における時間外労働規制の見直し

- 建設業は、従来、天候等の自然的条件に労働時間が左右されるという特性があることから、時間外労働の上限規制の対象外とされており、ゼネコンの現場技術者等において、残業時間が長い傾向が見られる。
- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が策定され(平成29年3月28日)、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様の上限規制を適用することとなった。
- 建設業については、業界団体からの意見や実態を踏まえて、以下の方向で見直すこととなった。
①十分な猶予期間の設定 ②災害時の復旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度設計 ③発注者の理解と協力を得るための仕組み

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 <u>そこで定めた時間まで時間外労働可能</u> (3) <u>災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	《同左》
36協定の 限度	《厚生労働大臣告示：強制力なし》 (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで) (特別条項) (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	《 <u>労働基準法改正により法定：罰則付き</u> 》 (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定</u> ① <u>年720時間</u> (月平均60時間) ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・ <u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興に限り、上記(1)②a.b.は適用しない(※)</u> ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

- 建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心を担う地域の守り手として、なくてはならない存在。
- こうした「地域の守り手」としての建設企業の役割が将来にわたって維持されるよう、災害対応等に備える建設企業が積極的に評価される環境を整備する必要。

(例)

- ー 防災活動への貢献の状況について、加点幅を拡大することを検討。
- ー 小規模企業による建設機械の保有の評価を拡充するなど、建設機械の保有状況の加点方法の見直しを検討。
- ー インフラの維持や除雪に係る一部の役務提供についても、企業規模等の評価として反映されるよう措置することを検討。
 - ・例えば、役務提供として実施した維持や除雪を含む土木一式等のX点と、含まないX点を経審結果に併記。

(2) 経営事項審査の申請書類等の簡素化

- 経営事項審査の申請書類については、特に工事経歴書の確認書類、技術職員名簿の確認書類の準備や、許可行政庁における提出書類の確認の段階で、企業・許可行政庁双方に相当程度の負担が生じているところ。
- 生産性向上と働き方改革の観点から、申請時に必要となる書類について、電子申請化を含め、申請書類等を簡素化する方向で検討すべき。
- なお、書類の簡素化を行うにあたっては、必要な審査精度を保てるよう十分な配慮が不可欠であり、提出書類に関する事後チェック体制の強化や、虚偽申請が発覚した際の処分の厳格化等についても併せて検討する必要

【行政手続部会について】

- 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において、生産性革命を実現する規制・制度改革について、規制改革・行政手続の簡素化・IT化を一体的に進めるべき重点分野の選定と行政手続コストの削減目標を決定し、計画的な取組を推進することとされたことを踏まえ、同年9月より議論開始。

【行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～(概要)】(平成29年3月29日)

- 行政手続簡素化の3原則
 1. 行政手続の電子化の徹底
 2. 同じ情報は一度だけの原則
 3. 書式・様式の統一
- 重点分野と削減目標
 1. 重点分野
「営業の許可・認可に係る手続」等について削減目標達成のための計画を策定
 2. 削減目標
行政手続コスト(事業者の作業時間)を3年以内に20%削減
- 戦略的な取組の推進
各省庁ごとに平成29年6月までに基本計画を策定(平成30年3月までに改定)

(3) 発注者別評価

- 発注者別評価は、個々の発注者が求める地域性・社会性等を評価項目として加えることで、地域にとってより適切な発注に資するものとするのが適当。
- この点、発注者別評価において評価すべき項目やその効果について、その適切性を今一度再検討し、適切と考えられる項目等を再度周知することを検討すべき。
- また、現在、発注者別評価項目を設定せず、経審の結果のみでランク分けを行っている公共発注者も相応に存在するなか、地域の建設企業を適切に評価していく観点から、発注者別評価において、地域特性に応じた評価を加味していくよう促す方向で検討すべき。

(例)

- 一 発注者別評価項目として適切と考えられる項目等を周知することを検討。
- 一 公共発注者に発注者別評価の導入を推奨することを検討。

(参考) 地方公共団体における競争参加資格審査

- 競争参加資格審査において、経営事項審査の点数をどのように活用するかは各発注者に委ねられており、特に市区町村レベルにおいて、発注者別評価点を導入せず、経営事項審査の点数をそのままランク分けに活用するような発注者も存在。
- 発注者別評価点を採用している地方公共団体では、工事実績に加え、災害活動の実績、障害者や高齢者の雇用、税や公共料金の滞納の有無など、社会性や地域性の観点から評価項目を設定。

■競争参加者の客観点数及び発注者別評価点について

		有資格者名簿の作成に客観点数及び発注者別評価点を利用している (経審+発注者別評価点)		有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している (経審のみ)		有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点のみを利用している (経審使用せず)		他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点を加えている		客観点数及び発注者別評価点を利用していない (他発注機関の有資格者名簿を利用していない場合も含む)	
		H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31
国		6	6	11	11	0	0	0	0	2	2
		31. 6%	31. 6%	57. 9%	57. 9%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	10. 5%	10. 5%
特殊法人等		9	8	8	7	0	0	0	0	106	107
		7. 2%	6. 6%	6. 4%	5. 7%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	84. 8%	87. 7%
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0	0	0	0	0	0	0
		100. 0%	100. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
	指定都市	17	17	3	3	0	0	0	0	0	0
		85. 0%	85. 0%	15. 0%	15. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
	市区町村	695	662	489	498	13	12	33	40	315	295
		40. 4%	43. 9%	28. 4%	33. 0%	0. 8%	0. 8%	1. 9%	2. 7%	18. 3%	19. 6%
	小計	759	726	492	501	13	12	33	40	315	295
		42. 4%	46. 1%	27. 5%	31. 8%	0. 7%	0. 8%	1. 8%	2. 5%	17. 6%	18. 7%
計		774	740	511	519	13	12	33	40	423	404
		40. 1%	43. 1%	26. 4%	30. 3%	0. 7%	0. 7%	1. 7%	2. 3%	21. 9%	23. 6%

※ 有資格者名簿を作成しておらず、他発注機関の名簿も利用していない発注機関は除く。

※ 経審のみを活用している国の機関(11団体): 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、衆議院、最高裁、会計検査院

(参考)都道府県の競争参加資格審査、総合評価における評価項目の例

工事の内容に関係のある項目	
工事成績	
都道府県発注工事の受注実績	
都道府県等の優良工事表彰	
下請発注比率	
建災防への加入、安全衛生講習の受講者数	
下請代金の支払い	
技術力向上への取り組み（C P D）	
V E 提案の実績	等

地域貢献や社会性を評価する項目	
社会貢献	災害対応（防災協定締結、出勤実績、感謝状等）
	維持管理業務委託実績（除雪含む）
	ボランティア活動実績（感謝状 等）
	B C P 認定
	暴力団追放活動（不当要求防止責任者 等）
	人権施策（講習受講 等）
	個人住民税の特別徴収実施
	地元営業（都道府県の方譲土地への本社建設等）
	各種地元応援に係る企業認定、表彰等
雇用関係	新卒者の雇用（インターン受入れ）
	障がい者雇用
	協力雇用主
	職員の増加状況
	消防団員雇用
	高齢者雇用
	女性活躍（女性比率 等）
等	

地域貢献や社会性を評価する項目	
環境対策	エコアクション 2 1 等の認定
	環境保全活動実績（表彰、感謝状等）
	産業廃棄物処理体制
企業努力	合併、協業組合の設立
	新分野進出（設備投資、表彰、助成金交付等）
	コンプライアンスの取組
	W L B に係る認証の取得状況
	各種企業表彰（知事表彰等）

② 専門工事業者に関する 企業情報の提供

専門工事業者に関する企業情報の提供(基本的な方向性)

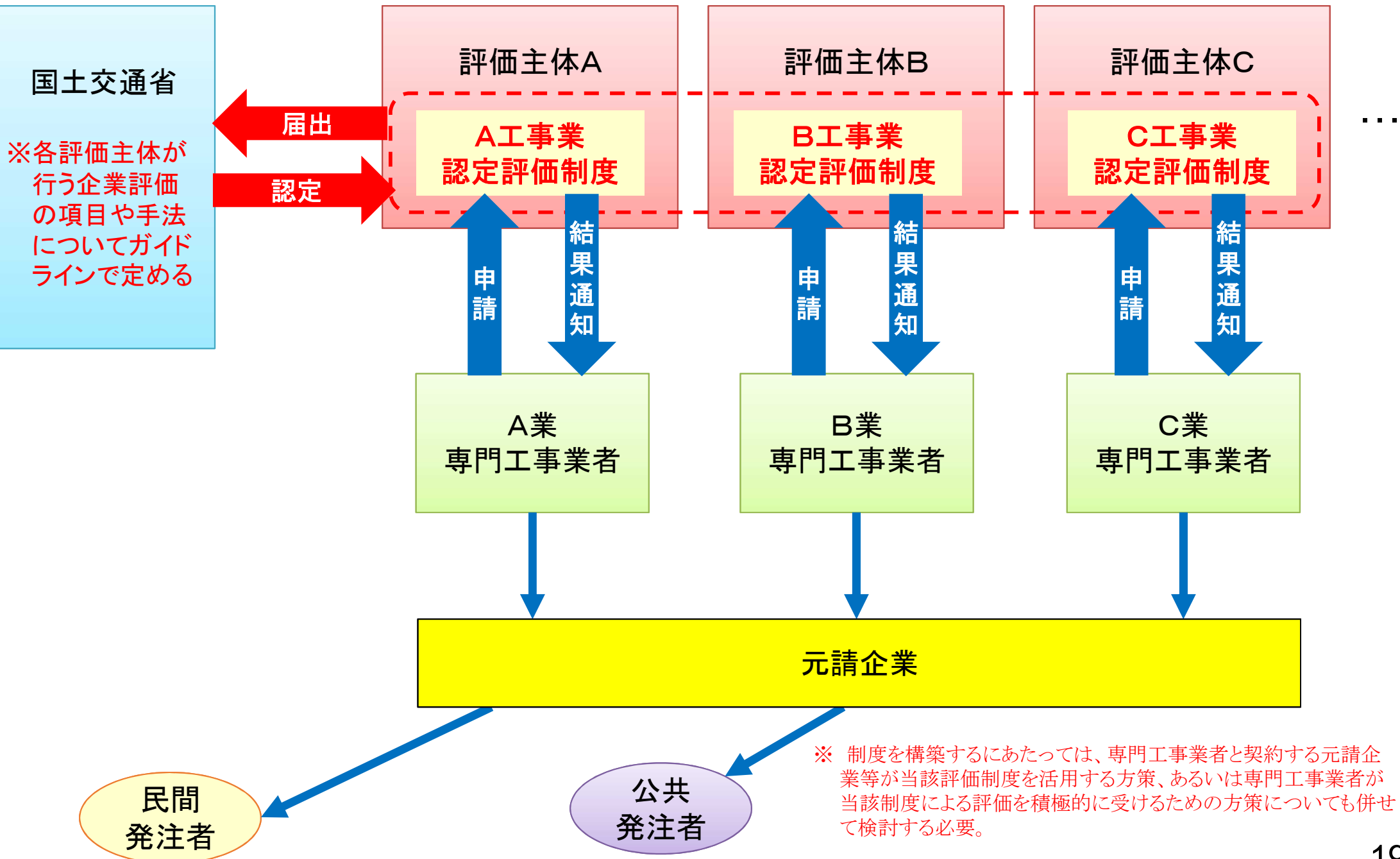
- 専門工事業者は、主に工事の実際の施工を担い、建設工事において重要な役割を果たしている。
- 現在、経営事項審査は公共工事の元請企業を評価する制度であり、専門工事業者に特化した評価制度は存在しない。また、実態として、元請企業が専門工事業者を選ぶ際には、これまでの取引関係や施工実績を元に選定していることが多い。
- 将来にわたって、建設工事の適正な施工をより高い水準で実現するには、技能労働者を継続的に雇用・育成し、高い施工能力を有する専門工事業者が適切に評価され、その評価に基づき元請企業が選定を行うことが次の受注にも繋がる、といった好循環を構築することが望ましい。また、このように高い施工能力を有する専門工事業者が、短期的な価格競争で排除されることなく適切に評価される環境を整備することは、専門工事業者の意欲の向上にも資すると考えられる。
- また、今後、建設キャリアアップシステムの整備が進み、技能労働者、ひいては技能労働者を雇用する専門工事業者の適切な評価を行うことができる環境整備が進むものと考えられる。
- そのため、専門工事業者を、専門工事業の特性を踏まえた指標に基づき評価する仕組みを試行的に導入し、その実施状況を踏まえて、将来的には更なる拡大・普及を進めていく方向で検討すべき。

※例えば、国土交通省において基本となる評価の項目や手法に係る基本的事項をガイドラインとして定め、各評価主体が当該ガイドラインに沿って評価を行う、といった手法について検討すべき。評価項目の設定等に当たっては、元請企業に対する評価制度とは異なり、例えば技能労働者の人数・能力や、機械の保有状況等を積極的に評価することが望ましい。

※評価指標の検討に当たっては、専門工事業者の中に、実際の施工を担わず、専ら自社より下位の下請の施工監理を担う専門工事業者も存在することにも留意して、評価項目を検討する必要。

※制度を構築するにあたっては、専門工事業者と契約する元請企業等が当該評価制度を活用する方策、あるいは専門工事業者が当該制度による評価を積極的に受けるための方策についても併せて検討する必要。

専門工事業者に対する企業評価制度(将来的なイメージの例)



③ 民間工事の元請企業に関する 企業情報の提供

民間工事の元請企業に関する情報の提供(基本的な方向性)

- 民間工事の発注者は建設企業の情報を十分に持たないケースも多く、情報の非対称性が存在。
- 建設業界が将来、国民や消費者から今まで以上に信頼される業界となるためには、民間発注者も含めて各発注者により適切な施工能力を有する企業を選定され、良質な建設生産物が提供されることを通じて国民や消費者の利便が実現されることが重要。そのためには、建設企業の情報開示を進め、透明性を高めることで、民間発注者等が必要な情報入手できる環境整備が必要。
- しかしながら、民間発注者には多様な主体が存在することから、まずはそれぞれの発注者が建設企業に関するどのような情報を必要としているのかについて、実態を把握することが必要。
- その上で、例えば以下のような取組について、段階的に進めていく方向で検討すべき。
 - ・ 現在、許可申請時等に提出する書類（工事経歴書、財務諸表等）については、許可行政庁の窓口で閲覧することができるが、許可の電子申請化と併せて、これらの書類をインターネット上で公開し、広く閲覧できるようにしていくことを検討すべき。
※申請書類の閲覧の電子化を行うにあたっては、行政の公表する情報の精度にも十分な配慮が必要。提出書類に関する事後チェック体制の強化や、虚偽申請が発覚した際の処分の厳格化等についても併せて検討する必要。
 - ・ 許可申請時の提出書類以外の企業情報についても、各企業のホームページ等において積極的に情報開示を促す仕組みについて検討すべき。
 - ・ 将来的には、民間工事を受注する建設企業に対する評価の仕組みを構築することについて検討すべき。

許可申請時等の提出書類の閲覧と企業による任意の情報公開

行政による公開（制度）	企業による公開（任意）
【建設業法 第13条（提出書類の閲覧）】 国土交通省大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、次に掲げる書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。 （提出書類の具体的内容） ・許可申請書 ・工事経歴書 ・工事施工金額 ・使用人数 ・その他貸借対照表等の財務諸表 等 （閲覧制度の趣旨） ○ <u>提出書類を公衆の閲覧に供することによって、建設工事の注文者、下請人等に、当該建設企業の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設企業の選定の利便等に供しようとするものであり、建設業者に関する情報を持たないことによって、建設企業の選定を誤る一般公衆等が少なくないと考えられるので、これらの人びとによって、この閲覧制度が広く利用されることが、もつとも望まれるところである。</u> ○ <u>たとえば、特殊な工事を注文しようとする者は、これにより、建設起用の工事実績、経営状態、経営基盤等がその発注する工事に十分耐え得るかどうかを判断する資料とすることができるものと考えられる。</u> ※ 地方整備局では、平均して1日に約20～50件超の閲覧者が訪れる。実際には、建設企業、信用調査会社等による閲覧が多く、まれに戸建て住宅の建設を予定している個人等も本制度を利用している。財務諸表や工事経歴書が閲覧されるケースが多い。	・企業のHPやパンフレット上で、従業員数や経営理念、沿革、CSR活動等、各種企業情報を公開している場合がある。 ・主な工事実績についてもHPに掲載している場合がある。 ・大規模工事等の場合は、ニュースリリースをする場合もある。 ・有価証券報告書提出会社である場合は、売上高の内訳として、主な工事実績を記載していることがある。

許可申請の電子化の推進と併せて、これらの提出書類についてもインターネット上で公開していくことを検討すべき。

各企業のホームページ等において積極的に情報開示を促す仕組みを検討すべき。